

第2期

内灘町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

(平成28年度～平成32年度)

～人にも地球にも優しい内灘を目指して～

平成27年7月

石川県内灘町

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景 2
2. 計画の目的 2
3. 計画の期間 3
4. 計画の基準年度 3
5. 計画の対象とする温室効果ガス 3
6. 計画の対象とする範囲 3

第2章 前計画の経過報告

1. 前計画の概要 4
2. 前計画における温室効果ガス排出量の推移と目標達成状況 . . . 4

第3章 温室効果ガスの削減目標

1. 温室効果ガス排出状況 6
2. 温室効果ガス排出削減目標 8
3. 施設別温室効果ガス排出状況と施設別目標 9

第4章 目標達成に向けた取組内容 10

第5章 実行計画の推進と点検・評価

1. 推進体制 15
2. 点検・評価 15
3. 計画の見直し 16
4. 実行計画の進捗状況の公表 16

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

『地球温暖化対策の推進に関する法律』（以下、「温対法」という。）第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとしてされています。また、同条第8項、第9項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅延なく、これを公表し、同条第10項に基づき、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

国は京都議定書第二約束期間には参加せず、「京都議定書目標達成計画」は平成24年度末を以て終了しましたが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（以下、「COP16」という。）のカンクン合意に基づき、平成32年（2020年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

さらに、国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（以下、「COP19」という。）において、平成32（2020）年度における温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標は、平成17（2005）年度の排出量を基準として3.8%削減することとしています。

内灘町（以下、「本町」という。）では、平成21年7月に『内灘町地球温暖化対策実行計画』を策定し（平成23年7月一部改訂）、本町の事務及び事業から発生する温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組んできました。

こうした状況を踏まえ、前計画が平成26年度（2014年）で終了することから計画の見直し、「温対法」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」との整合を図り、更なる温室効果ガスの排出削減を実施するために本計画を策定します。

2. 計画の目的

本計画は、本庁舎をはじめとする、本町の公共施設の事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に、職員が率先して取り組むことにより、町民や事業者への取り組みを促進するためのものであり、温室効果ガスの排出抑制により温暖化対策につなげていくものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度(2016 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 5 年間とします。

4. 計画の基準年度

本計画は平成 26 年度(2014 年度)を基準年度として削減目標を定めます。

5. 計画の対象とする温室効果ガス

「温対法」第 2 条第 3 項に規定されている 6 物質「二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)」のうち、「二酸化炭素 (CO₂)」を対象とします。

6. 計画の対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、本庁舎ならびに出先機関を含めたすべての施設等に係る事務・事業とします。ただし、本町から外部機関への委託により実施している事務・事業については、計画対象の範囲外としますが、温室効果ガス排出抑制が可能な場合については、受託者等に対して必要な措置を講じるよう要請するものとします。

表 1 管理担当課・対象施設

管理担当課	施設数	施設名
財政課	1	役場庁舎
学校教育課	7	小学校 (5)、中学校 (1) (給食センターを含む)
消防署	1	消防署
保険年金課	1	保健センター
生涯学習課	1	文化会館
子育て支援課	3	町立保育所 (2)、子育て支援センター

第2章 前計画の経過報告

1. 前計画の概要

【計画期間】

平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間

【基準年度】

平成 17 年度（2005 年度）

【対象とする温室効果ガス】

二酸化炭素（CO₂）

【対象範囲】

本庁舎及び出先機関を含めた町内の公共施設の期間に係る事務・事業

※ただし、町から外部機関への委託により実施している事務・事業については対象外

【削減目標】

二酸化炭素排出量を基準年度比 8%削減

2. 前計画における温室効果ガス排出量の推移と目標達成状況

前計画策定以降、本庁舎の省エネ改修工事を実施し、太陽光等発電照明灯の設置、蛍光灯及びダウンライトの LED 化、誘導灯の LED 化、屋上緑化設備の設置を導入することにより、大幅に温室効果ガス排出を削減することが出来ました。しかし、東日本大震災以降原子力発電による温室効果ガス削減が見込めなくなり、電気事業者の排出係数が高まったことが大きな要因となり、平成 26 年度実績では+0.65%と温室効果ガス排出量が増加しています。

表 2 温室効果ガス排出量の推移

年度	二酸化炭素排出量	基準年度比
平成 17 年度（基準年度）	2,460,509 kg-CO ₂	
平成 22 年度	2,091,194 kg-CO ₂	-15%
平成 23 年度	2,107,574 kg-CO ₂	-14%
平成 24 年度	2,595,419 kg-CO ₂	+5.48%
平成 25 年度	2,600,628 kg-CO ₂	+5.69%
平成 26 年度（最終年度）	2,476,540 kg-CO ₂	+0.65%

表3 施設別温室効果ガス排出量の推移

上段：該当年度の排出係数における数値

下段：基準年度の排出係数における数値

(単位:kg-CO₂)

区分	施設名	基準年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対象年度	増減理由
		平成17年度 (2005)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	平成26年度 (2014)	
本庁舎	役場庁舎	708,554	489,325 555,150	480,549 504,904	624,942 498,281	654,802 510,642	638,094 514,655	
学校	向粟崎小学校	138,646	124,072 133,393	116,967 120,516	149,621 130,297	141,403 119,748	131,129 113,142	
	清湖小学校	150,032	120,333 138,169	123,759 130,396	163,798 129,661	176,864 133,528	150,523 119,498	
	鶴ヶ丘小学校	108,138	116,422 142,025	129,349 139,614	157,697 113,017	169,068 117,146	162,361 118,248	
	大根布小学校	93,232	79,682 88,549	107,154 111,248	133,758 110,865	130,856 104,220	149,369 126,738	
	西荒屋小学校	62,895	61,414 68,196	71,993 74,680	78,416 64,119	91,338 74,412	76,926 64,064	
	内灘中学校	469,089	457,091 507,400	485,844 507,483	602,417 494,820	622,082 497,436	586,119 487,195	
	小計	1,022,032	959,014 1,077,732	1,035,066 1,083,937	1,285,707 1,042,779	1,331,611 1,046,490	1,256,427 1,028,885	
消防署	消防署	52,699	47,757 54,927	53,319 56,199	70,976 56,021	69,710 53,189	61,747 49,692	
保健センター	保健センター	55,175	42,623 51,241	45,140 48,515	66,903 48,483	65,455 46,602	60,200 44,985	
文化会館	文化会館	228,862	182,291 202,844	188,485 196,433	243,928 200,516	220,578 175,950	200,889 166,633	
その他 (保育所等)	向粟崎保育所	49,030	47,327 52,010	49,556 51,461	58,470 48,889	60,109 48,772	69,648 59,930	
	緑台保育所	17,533	16,273 17,716	603 643	—	—	—	平成23年3月閉所
	鶴ヶ丘保育所	20,887	22,164 23,645	17,820 18,509	19,204 15,255	410 283	—	平成25年3月閉所
	鶴ヶ丘東保育所	18,696	16,462 17,838	15,801 16,323	18,026 14,963	336 232	—	平成25年3月閉所
	大根布保育所	27,177	20,191 21,721	274 289	—	—	—	平成23年3月閉所
	宮坂保育所	12,078	—	—	—	—	—	平成19年3月閉所
	北部保育所	13,348	12,954 14,339	10,882 11,338	11,818 9,232	14,939 11,808	15,847 13,159	
	子育て支援センター	—	22,474 27,462	22,534 24,345	31,778 22,656	30,491 21,017	27,879 20,224	平成19年4月開所
	小計	158,749	157,845 174,731	117,470 122,908	139,296 110,995	106,285 82,112	113,374 93,313	
廃棄物(全体)	234,438	212,339	187,545	163,667	152,187	145,809		
合計	2,460,509	2,091,194 2,328,964	2,107,574 2,200,441	2,595,419 2,120,742	2,600,628 2,067,172	2,476,540 2,043,972		

注 小数点以下端数処理をしているため、実際の数値とは若干異なります。

第3章 温室効果ガス排出量と削減目標

1. 温室効果ガス排出状況

本計画の基準年度である、平成26年度（2014年度）における本町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は2,476,540 kg-CO₂です。

表4 基準年度（平成26年度）活動量と温室効果ガス排出量

項目	活動量実績	二酸化炭素排出量			
		排出量(kg-CO ₂)	比率(%)	排出係数	
燃料	ガソリン	15,792.43 L	36,665	1.48	2.322
	灯油	21,744.00 L	54,131	2.19	2.489
	軽油	5,535.81 L	14,310	0.58	2.585
	A重油	230,900.00 L	625,654	25.26	2.710
	液化石油ガス(LPG)	4,143.30 m ³	24,726	1.00	5.970
電気	2,500,389 kWh	1,575,245	63.61	0.630	
廃棄物(可燃ごみ)	52.74 t	145,809	5.89	2,765	
合計	—	2,476,540	100.00	—	

※排出係数とは、活動量1に対してどれくらいの二酸化炭素を出しているかを示す数値です。

(環境省 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条)

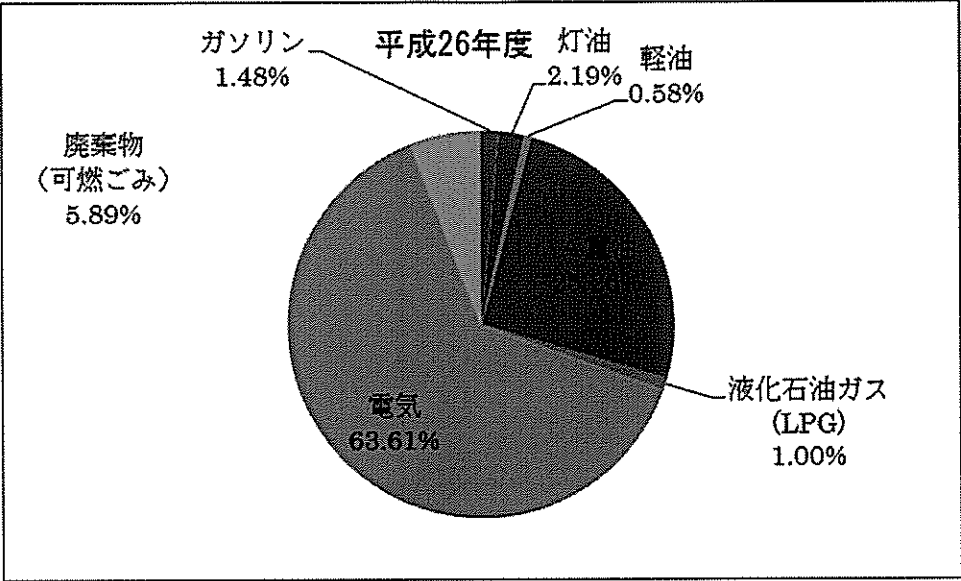
$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{活動量 (L, m}^3\text{, kWh, t)} \times \text{各排出係数}$$

ただし、表4に載せた排出係数は、小数点第4位以下を四捨五入して表示してあるため、実際の数値とは若干異なります。また、排出量については、正式な排出係数をかけて算出した数値を記してあります。

なお、電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者）及び電気事業者以外の者の別に応じて、環境大臣及び経済産業大臣が告示する排出係数を用い、本町は北陸電力の平成25年度実績である排出係数0.630 kg-CO₂/kWhを使用しています。

基準年度の要因別二酸化炭素排出状況は、電気の使用に伴う排出が 63.61%、A 重油 25.26%と大半を占めています。

図 1 平成 26 年度 要因別二酸化炭素排出状況



2. 温室効果ガス排出削減目標

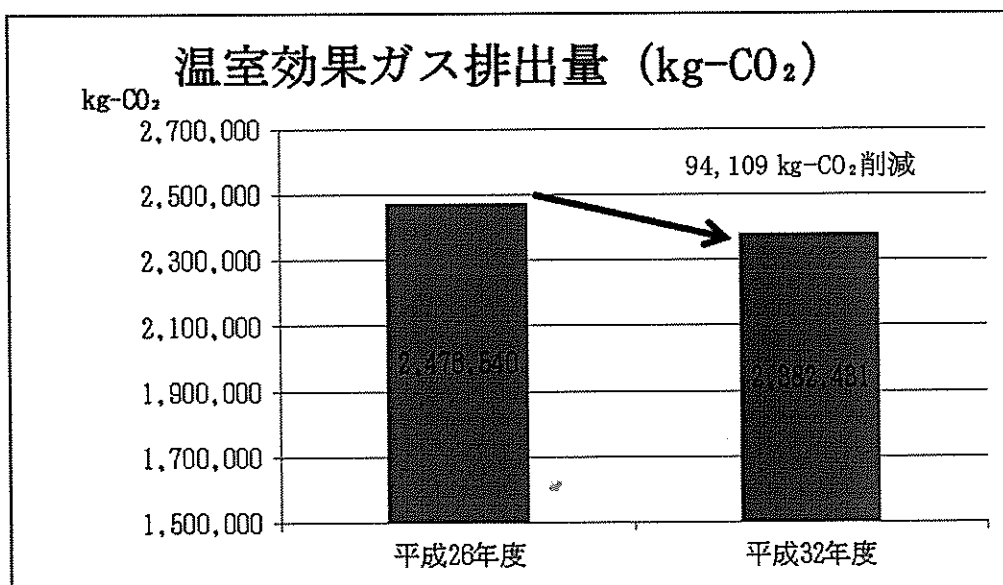
政府は、COP19において2005年を基準年とし、2020年に3.8%の温室効果ガスの排出削減を目標としています。

これを踏まえ、本町の温室効果ガス排出量を次のとおり削減目標を設定し、目標達成のための取組を推進します。

平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までに
基準年度(平成26年度)比で温室効果ガス排出量3.8%削減

この削減目標を達成するために平成32年度までに、温室効果ガスを基準年度比で94,109 kg-CO₂削減する必要があります。

図2 温室効果ガス排出削減目標値



3. 施設別温室効果ガス排出状況と施設別目標

平成 26 年度の施設別温室効果ガス排出状況と、目標排出量を表しています。

表 5 施設別温室効果ガス排出量削減目標の目安

項目	平成 26 年度	平成 32 年度
	排出量 (kg-CO2)	目標排出量 (kg-CO2)
庁舎	638,094	613,846
学校	1,256,427	1,208,683
消防署	61,747	59,401
保健センター	60,200	57,912
文化会館	200,889	193,255
保育所等	113,374	109,066
廃棄物 (可燃ごみ)	145,809	140,268
合計	2,476,540	2,382,431

第4章 目標達成に向けた取組内容

二酸化炭素排出量削減のための具体的な取組内容は、次の10項目とします。

1. 施設冷暖房燃料使用量の削減
2. 公用車燃料使用量の削減
3. 電気使用量の削減
4. 水の使用量削減
5. 紙類使用量の削減
6. 廃棄物発生量の抑制
7. グリーン購入の推進
8. 新エネルギーの積極的導入
9. 施設・設備更新、新設時の省エネルギー化
10. その他

施設設備の管理上での取組及び職員一人ひとりが努力する取組に対して、次のとおり項目を設定しました。(表6参照)

表6 二酸化炭素排出量削減のための具体的な取組内容

項 目	施設、設備管理上での取組み	職員一人ひとりが努力すべき取組み
1. 施設冷暖房燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆冷房は28度、暖房は19度の温度設定を徹底する ◆効率性の高い石油機器・ガス機器等を購入する ◆温室効果ガス排出量が少ない燃料を検討する ◆常時使用しない執務室の冷暖房等を手動化し、こまめに調節する ◆空調機器のこまめな清掃を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆クールビズ(ノーネクタイ・ノー上着)、ウォームビズ(膝掛けの使用等)の実施 ◆冷暖房効果維持のため、吸込口・吹出口や温度センサー付近に物を置かない ◆冷暖房効果向上のため、ブラインドやカーテンを利用する
2. 公用車燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆天気の良い日には、できるだけ自転車を利用する ◆低燃費車・小型車を導入する ◆エコドライブ装置を導入する ◆公用車必要台数を見直す ◆車の整備や点検をこまめに行う 	<ul style="list-style-type: none"> ◆エコドライブに心がける(急発進・急加速の抑制、アイドリングストップ、経済速度走行、冷暖房運転の抑制など) ◆出張時は相乗りに努める ◆不要な荷物を積んだまま運転しない ◆公共交通機関の利用、自転車利用を促進する
3. 電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆冷房は28度、暖房は19度の温度設定を徹底する ◆不要な照明を消灯する(昼休みや使用していない部屋等) ◆省エネ効率の高い電気製品を導入する ◆照明設備の切替えをする(インバータ照明やLED照明等へ) ◆ノー残業デーを実施し、電気消費量を抑制する ◆定時退庁を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ◆未使用時のOA機器の電源をこまめにきる ◆待機電力使用機器は、退庁時に主電源からオフにする ◆エレベータを極力使用しないよう心がける(階段利用) ◆ブラインドやカーテンを効率よく工夫して使用する ◆不要不急の残業を抑制し、定時退庁を心がける ◆昼休みに一斉消灯する
4. 水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆節水型製品を導入する ◆トイレの擬音機器を導入する ◆蛇口には節水コマ等の導入を図る ◆配管等の水漏れ点検を定期的実施する ◆融雪のための水の使用量を抑制する ◆雨水を貯めて、植物への水やり用にする等工夫する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水を流しっぱなしにしない ◆食器を洗う際など、たらいに水をためて洗浄する ◆ホースを使用する際は、手元抑制弁を使用する ◆水道の使用後、蛇口がしっかり閉まっているか確認する

5. 紙類使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ミスプリント用のリサイクルボックスを設置する ◆庁舎内外への送付文は電子メールを活用する ◆古紙配合率の高い用紙を使用する ◆電子メディア等の利用で、ペーパーレス化を図る ◆起案文書等の電子決裁化を促進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆会議等の資料にも出来るだけ両面コピー・両面印刷を徹底する ◆リサイクルボックスを利用し、紙資源を有効に使う ◆ファックス送信票を省略する ◆会議資料等の簡素化を図り、配布資料は必要最小限にする ◆余分な資料等は作らない ◆使用済み封筒を再利用する ◆電子メールに出来るものは電子化する
6. 廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人用ごみ箱を削減する ◆各課にリサイクルボックスを設置し、細かく分別する ◆生ごみ処理機の導入により生ごみを減らす ◆ごみの排出量を数値化し、周知する ◆物を大切にし、直して長く使用する ◆紙コップ、割り箸等使い捨て製品の使用を抑制する（繰り返し使用できる製品への切り替え等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆使い捨て製品の使用を抑制し、繰り返し使える製品を選び使用する ◆裏紙の使用、使用済み封筒の再使用を心がける ◆詰め替え用品をできるだけ使用し、容器の廃棄を抑える ◆ごみの分別・管理を徹底し、リサイクルに努める ◆マイバック、マイ箸を使用する ◆機密文書以外のシュレッダー使用を抑える ◆ごみを出す前にもう1度ごみ袋の中身を確認する ◆過剰包装された製品を買わないようにする・過剰包装を断る
7. グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆簡易包装された製品を購入する ◆詰め替え可能な製品を選び購入する ◆リターナブル容器の製品を購入する ◆長く使える製品を購入する ◆環境負荷の少ない商品を購入する ◆グリーン製品を購入するよう心がける 	<ul style="list-style-type: none"> ◆簡易包装された製品を購入する ◆詰め替えが可能な製品を選び購入する ◆リターナブル容器の製品を購入する ◆長く使える製品を購入する ◆環境負荷の少ない商品を購入する
8. 新エネルギーの積極的導入	<ul style="list-style-type: none"> ◆太陽光発電など、新エネルギーを施設や公園、学校などに積極的に導入する 	—
9. 施設・設備更新、新設時の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設・設備の更新、新設時には、積極的に省エネルギー効果の高いものを導入する（エコカーへの変更、二重サッシなどの断熱材の導入ほか） 	—

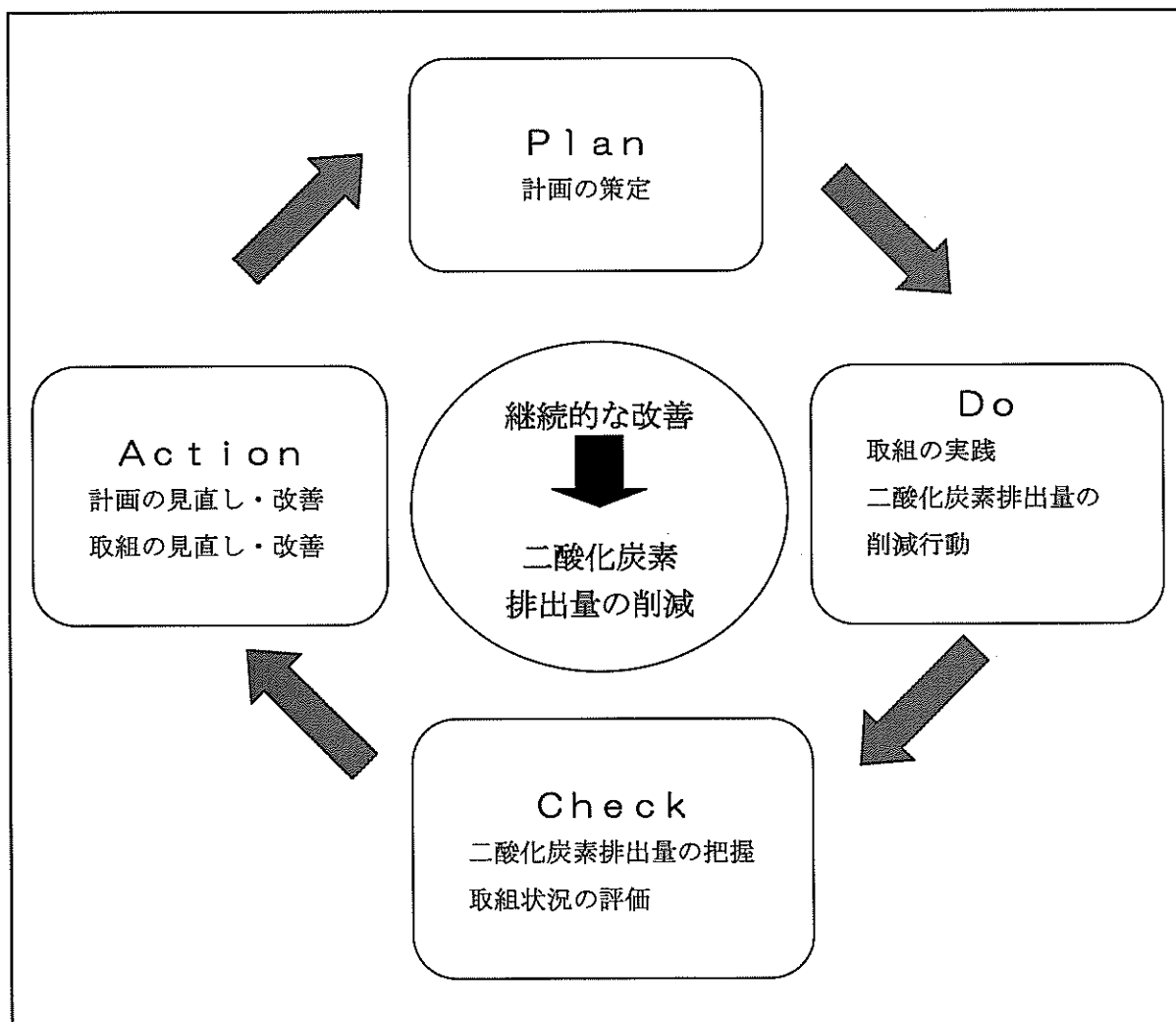
<p>10. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆公園や街路への緑化を推進する（みどりの多い町づくり） ◆外壁、屋上などの緑化をすすめる ◆各種イベント時に、省エネルギー・省資源に配慮する ◆車での送迎時等、アイドリングストップを呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境保全活動にすすんで参加する（清掃や環境ボランティア等） ◆家庭版 I S O の取得を目指す ◆外出時には、できるだけ公共交通機関や自転車の利用に努める
----------------	---	---

第5章 実行計画の推進と点検・評価

本計画の推進を図るために、環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れます。P (Plan：計画)、D (Do：実行)、C (Check：評価)、A (Action：改善) サイクルによる継続的な改善を基本とした推進体制の整備、ならびに進行管理を行います。

(PDCA サイクルについては、下記の図3を参照。)

図3 PDCA サイクルフロー図



1. 推進体制

実行計画については、地球温暖化対策推進統括者、同推進責任者、同推進員、事務局の4つの組織体制により推進していくこととします。

各組織の詳細・内容については、表7に示すとおりです。

表7 各組織の役割と内容

地球温暖化対策推進統括者		町長
内 容	計画の進捗状況に応じ、推進責任者に対し、必要に応じて計画の見直し等の指示を行う。	
	計画の進捗状況等について公表する。	
地球温暖化対策推進責任者		副町長
内 容	地球温暖化対策推進員を選任し、各施設等について調査を指示する。	
	各施設等についての調査結果及び職員の意見等全体を評価し、推進統括者に報告する。	
	各施設等の推進員及び職員に、取組の実施を啓発する。	
地球温暖化対策推進員		エコ委員会メンバー、各施設代表者
内 容	各施設等について調査を行い、推進責任者に報告する。	
	各施設等の職員に、取組の実施を啓発する。	
	各施設等の職員からの意見等を取りまとめ、推進責任者に報告する。	
	計画の見直し案、改善点などについて検討する。	
事務局		環境安全課
内 容	各施設の調査結果を取りまとめ、推進責任者に報告する。	
	必要に応じて計画の見直し案を作成し、推進責任者に提案する。	
	町民、職員等からの提案を取りまとめ、推進責任者に報告する。	
	推進員等との連絡調整を行い、計画の円滑な推進に努める。	

2. 点検・評価

温室効果ガス排出状況や取組状況については、毎年6月末までに事務局にて全体の点検を行うこととします。点検の後に、推進責任者は全体の評価を行います。

3. 計画の見直し

推進責任者は評価の結果に基づいて、数値目標、取組方法、取組内容等を見直す必要性が認められた場合は、事務局に対して計画の見直しを指示します。

事務局は、計画の見直し案を作成し、推進責任者に報告します。

推進統括者は、計画見直し案について最終決定を行います。

4. 実行計画の進捗状況の公表

毎年度の進捗状況については、内灘町ホームページ等で公表することとします。
また、大きな計画変更等があった場合も同様です。

第2期内灘町地球温暖化対策実行計画
平成27年7月策定

石川県内灘町

町民福祉部 環境安全課

〒920-0292

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL 076-286-6712

FAX 076-286-6704

E-mail enviro@town.uchinada.lg.jp